

Q 3 所得税と市・道民税の負担額はいつから変わるの？

A 3 納税の方法により異なります。

【説明】 年金受給者の方は、今年の2月以降に受給した年金から源泉徴収（天引き）されている所得税が減り、6月から納付する市・道民税が増えます。

事業所得者の方は、今年の6月から納付する市・道民税が増え、来年行われる確定申告から所得税が減ることになります。

市・道民税が給与から引かれている方は、今年の1月から源泉徴収されている所得税が減り、6月から徴収される市・道民税が増えることになります。

Q 4 年金受給者ですが申告した方がいいと聞きました。本当なの？

A 4 申告しないと市・道民税が多く課税されることがあります。

【説明】 一定の金額を超える公的年金を受給されている方は、年金から所得税が源泉徴収されていますが、所得税の精算が終わっていないため、毎年、確定申告をする必要があります。

また、これまで申告の必要がなかった方でも、国の税制改正により、毎年、申告が必要になる場合があります。

申告を行わないと、本来受けられる社会保険料控除などの所得控除を正しく計算することができないため、市・道民税が多く課税されることがあります。

平成18年分の確定申告を済ませていない方は、室蘭税務署（☎②4415）または税務グループにお問い合わせください。

そのほかのモデルケース

世帯の状況	区分	平成18年度 (税源移譲前)	平成19年度 (税源移譲後)	平成20年度
事例3 夫 63歳 年金収入250万円 社会保険料19万円 妻 60歳 収入なし (妻は夫の扶養)	市・道民税	34,000円	64,000円	64,000円
	所得税	49,500円	27,500円	27,500円
	合計	83,500円	91,500円	91,500円

世帯の状況	区分	平成18年度 (税源移譲前)	平成19年度 (税源移譲後)	平成20年度
事例4 62歳 独身 年金収入200万円 社会保険料15万円	市・道民税	33,800円	66,000円	66,000円
	所得税	53,500円	29,700円	29,700円
	合計	87,300円	95,700円	95,700円

世帯の状況	区分	平成18年度 (税源移譲前)	平成19年度 (税源移譲後)	平成20年度
事例5 夫 68歳 年金収入320万円 社会保険料24万円 妻 65歳 年金収入90万円 (妻は夫の扶養)	市・道民税	54,800円	109,000円	109,000円
	所得税	90,000円	50,000円	50,000円
	合計	144,800円	159,000円	159,000円

※税源移譲の概要については、2007年5月号をご覧ください。

問い合わせ **税務グループ** (☎⑧1155)